



|              |                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 吐魯番出土文物研究会会報 第45号 : 特集・新著紹介Ⅲ                                                |
| Author(s)    |                                                                             |
| Citation     | 吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 45, p. 1-6                                              |
| Version Type | VoR                                                                         |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/78855">https://doi.org/10.18910/78855</a> |
| rights       |                                                                             |
| Note         |                                                                             |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 吐魯番出土文物研究会会報

1990年9月15日

吐魯番出土文物研究会

## 第45号

特集・新著紹介Ⅲ

### 【は じ め に】

1988年に中文で公表された吐魯番出土文物に関連する論著のうち、主として高昌郡・高昌国時代を扱ったものについては、既に第36号と第37号において紹介の機会をもちましたが、本号ではその最後として、高昌国時代に関するものの一部と、唐西州時代に関するものについて紹介します。

なお1988年には、現在までに確認できただけでも全部で百篇近い関係の論著が公表されていますが、ここで紹介できなかったものについては、第54号に掲載予定の論著目録を参照して下さい。

☆

☆

☆

☆

### ◆陳国燦「対高昌国某寺全年月用帳的計量分析—兼析高昌国の租税制度—」

(『魏晉南北朝隋唐史資料』第9・10期、1988年、4～12)

本稿は、阿斯塔那 337号墓出土の「高昌乙酉・丙戌歲某寺條列月用斛斗帳歷」(67TAM377:06, 04, 03, 07, 02, 01, 08, 05 〈録〉『文書』Ⅲ、225～234頁)と命名された、麹氏高昌国時代のある寺院のほぼ1年間にわたる穀物の月別支出帳簿について分析し、あわせて当該時代の租税制度に言及したものである。

この中でとりあげられている事項は多岐にわたっているが、まず当該寺院の構成員である僧・沙弥及び隷属民たる作人・使人各々1人あたり1か月に消費する(支給される)穀物の平均の量が示され、次に種々の穀物(小麦・粟・糜・大麦・胡麻)と銀錢1文との換算比率が明らかにされ、さらに外部から寺院に雇傭された労働力に対する傭賃、そして国家より寺院に課せられた負担—租税制度について言及されており、この文書にかかわる基本的な事項は、おおむね分析・検討されているといえてよく、今後、当該文書をとりあげる場合には、呉震「吐魯番出土高昌某寺月用斛斗帳歷浅説」(『文物』1989年第11期)とともに必読の文献のひとつとなろう。

ここで注目すべきは、当該寺院の性格についての陳氏の見解であり、この文書に言及するほとんどの研究者が仏教寺院と理解しているのに対して、ゾロアスター教寺院である可能性を示唆している点にある。その根拠として、同文書に毎月「麥五斗、天を祀る」と記されていること、及び仏事にかかわる穀物支出の例がないことをあげ、仏教寺院が変化したゾロアスター教寺院であると述べている。ただ、陳氏は、一方で、ゾロアスター教が高昌で衰退したのは仏教の浸透によって仏教化したからであると述べており、かかる理解と、この寺院に対する見解(仏教寺院のゾロアスター教寺院化)とは、必ずしも符合しないように思われる。くわえて、この文書に見える僧や沙弥の呼称、完全な三綱制度ではないにせよ、上坐・中坐・下坐の存在、乙酉の歳の十一月にみえる穀物5斛で得た錢10文で購入した胡麻5斛を仏の燈明に供している点、及び丙戌の歳の七月にみえる麦5斗で油を買い、かつ仏餅を作っている点など、仏教寺院と理解した方が分かり易い内容が多く含まれていることも確かである。この文書に見える天を祀ることが、はたしてゾロアスター教の天神を祀ることをさしているかどうかという点についても、なお議論の分かれるところであり、今後の研究の進展に委ねたい。

(M)

◆朱 雷「敦煌藏經洞所出兩種趙氏高昌人写經題記跋」

(『魏晉南北朝隋唐史資料』第9・10期、1988年、19～22)

本稿は、二点のスタイン漢文文書、すなわちB.L.S. 0524(北魏延昌四(五一五)年五月の題記を有する勝鬘經)と、B.L.S. 2838(高昌延壽一四(六三七)年五月の題記を有する維摩詰經)の題記に対する釈読・内容解説と、その史料的な価値を検討したものである。

前者については、先ず劉銘恕、姜亮夫、および藤枝晃などの諸氏によって「承明寺」と釈読されてきた個所を、張弓氏の調査結果を踏まえて新しく「永明寺」と釈読し、これを『洛陽伽藍記』に出てくる、宣武帝が建立した永明寺とする(したがって、延昌も藤枝氏が説く高昌ではなく、北魏の元号ということになる)。永明寺は遠く中央アジアからも多くの僧侶がやって来ていたので、この題記に見えている得受もそのひとりであったのだろう。高昌は古くから仏教東漸の要地であったが、訳経事業や仏教教学の中心地としての地位は既にこの洛陽や建康に奪われていた。「高昌客道人」なる文言は、かれが仏法を求めて高昌から洛陽の地にやって来たことを物語っている。しかしこれが敦煌の藏經洞から出土したのは、得受がなんらかの理由により、高昌への帰途、敦煌に滞留したため、かれが洛陽で筆写した經典も敦煌の寺院に留められたものと考えられる。

また後者については、經生として敦煌の名族、令狐氏の出身者の名(劉銘恕氏が善願としたのを、著者は善願と改める)が見えているが、延壽は高昌の元号であるし、令狐氏は高昌にもあったので、その作成地を高昌とする。また願文中の父王を趙文泰、太妃をその母張太妃、世子を趙智盛に、また諸公を交河、田地二公(うちいずれかは、趙智湛)にそれぞれ比定する。また願文の内容には一般的な福寿の祈念のほかに、「寇賊退散」なる文言が見えるが、これは当時西突厥が高昌に介入していたことと無関係ではなく、仏教に深く帰依していた公主がその困難が克服されることを祈念したものであろう。この三年後、高昌は唐に滅ぼされてしまうが、これが敦煌から出土したのは、従軍した唐の兵士が高昌で略奪して、その帰途敦煌の寺院に施入したためか、あるいは公主自身が唐の都長安に連行される途次敦煌の寺院に施入したためか、そのいずれかであると考えられる。

釈読・内容解説ともきわめて妥当であろう。とくに前者については、干支を必ず併記する高昌文書の紀年表記とは全く異なっているばかりか、高昌城を「京」と呼んだという確証もなく、「高昌客」という表現も含めて、これが高昌治下で作成されたと考えることは先ず不可能に近い。したがって著者の解釈は、「永」の釈読とともに高く評価されなければならない。また趙氏高昌国の成立から程遠くない時期に洛陽で高昌の僧が写經に従事していたことは、高昌と北魏の政治的な関係ばかりか、吐魯番と華北の文化的な交流を示唆して、まことに興味深いものがある。六世紀中頃以降、中国化した仏教信仰が吐魯番にももたらされたことは随葬衣物疏の付加文言から明らかであるが、信仰の面のみならず、教学の面においても華北と交渉があったことがこの題記から読み取れるからである。北魏から西魏・北周治下にあった敦煌でも、高昌国治下にあった吐魯番でも、令狐氏の出身者が多く写經作業に従事していたことも興味深い。ただ後者の經生である令狐善願は写真から判断する限り、令狐善願でよいようにも思われる。さらに加えて、年代的にみて、「延壽四(六二七)年九月仁王般若經題記」(ブロイセン隊将来・出口常順氏所蔵 詳細については、關尾「高昌文書にみえる官印について—『吐魯番出土文書』割記(九)—」(本誌第40、41、44号)を参照されたい)に見えている令狐善歡と同一人である可能性も捨て切れず、今後書体や書風も含めた比較検討が切望されるところである。

本稿は短編であり、しかも新出の吐魯番文書を用いているわけではないが、古文書学と高昌史研究の貴重な成果であるといえよう。

(N)

# ◆張廣達「唐滅高昌国後の西州形勢」

(『東洋文化』第68号、1988年、69～107)

本稿は、出土史料と編纂史料を縦横に駆使しながら、唐による西州を中心とした中央アジア支配をめぐる諸問題を論じたものである。

六四〇(貞観一四)年、高昌国を滅ぼした唐はこの地に西州を設けて直接支配に乗り出す。すなわち中原と同じ州県制の下に、郷里・城坊・鄰保の諸制度を施行して、律令的な土地制度や租税制度の導入を計ったのである。またそれと同時にこの地を中央アジア支配の拠点たらしむべく、強力な軍事力を常駐させることも忘れなかった。唐がこの地に置いたのは、一州五県と二四郷(うち、文書から存在が確定できるのは二一郷)であり、郷の末端業務において里正が果たす役割には中原同様大きいものがあつた。また里正が管轄すべき里は机上の計算では一二〇ばかり置かれたはずであるが、文書から確認できるのは三五、そのほか城内には坊が置かれ、坊正が任命された。鄰保制が施行されたことも、契約文書などから明らかである。

一方交河城には安西都護府が置かれ、辺境防衛の要とされた。州内には四つの折衝府が設置されたが、辺境防衛に充当されたのは主として内地から送り込まれた兵士だったようである。また西州出身の府兵も、内地から派遣された府兵も京師上番は免除され、辺境防衛を主要な職務としていた。つまり鎮・戍・烽堠の警備、もしくは西州の軍府への上番や館駅・車坊・馬坊・長行坊における雑役などが彼らの主な任務だったのである。文書から確認できる鎮は八、戍は九、このほかにも烽・鋪・駅・館の存在が確認される。

ところで従来、交河城に置かれていた安西都護府は六四八(貞観二二)年に一旦龜茲に移され、六五一(永徽二)年、阿史那賀魯の反乱を契機として再度西州に移転したと考えられてきた。しかし出土文書の記述から判断して、この間安西都護府は一貫して西州にあり、六五八(顯慶三)年に至って初めて龜茲に移されたと考えるのが妥当である。

さて西州と安西都護府が行政・軍政(辺境防衛)の任務を遂行していくためには、多数の官吏と兵士を必要としていた。とくに軍事力の増強のためには、府兵以外にも兵士を召募するほか、流配人を充当せざるをえなかった。また農民には様々な役が課せられ、女子すら差科簿に登載されるありさまだった。しかし吐蕃をはじめとする周辺諸民族の勢力が台頭してくると、それに対処すべく新たに行軍を編成せざるをえなくなるのである。

八世紀に入り辺境に節度使が設置されると、西州のような直轄地以外の羈縻州にも、節度副使や鎮守使が派遣され、ここに胡漢が結合した体制が出現する。これらの地には西州から流外官や胥吏が派遣されたり、唐風の名称を有する坊や里なども設置されるようになってゆくのである。

大雑把な要約だけでも明らかなように、論及されている範囲はまことに多岐にわたり、地域的にも西州にとどまらない。そしていずれも唐の中央アジア支配を考える際、重要な論点となる問題ばかりである。著者はこれらの問題について、文字通りの博引傍証によって説得力ある見解を提示しているのである。来日中の講演原稿ということにもよるのかもしれないが、日本国内の先行研究に対して、最新の動向に至るまで、十分な配慮がなされており、この点は特筆にあたいするだろう。内容的には、唐の直接支配下にあった西州・高昌とともに、于閼のような羈縻支配下にあった地域をも視野に入れ、しかも両者の関係を、単なる東西交渉の面からではなく、有機的な関係として取り上げた点に大きな意味があると思う。かかる取り上げ方も著者にしてはじめて可能だったといえようが、従来直接支配と間接支配などとは説明されながら、それ以上に両者の異同については具体的にほとんど明らかになっていなかったのではないだろうか。両者の連関性についても大同小異だったと思う。その

ような現状を想起すれば、本稿の意味もますます重いものになろう。

ただ一点不満めいたことを述べるとすれば、西州に律令支配が及んだことは疑いないにしても、その土地制度や租税制度は、それが律令的な制度であることを懷疑させるほどに、大きく原則から乖離していたことも事実なわけで、かかる特殊性を余儀なくさせた西州・高昌の歴史的・社会的な前提に対しても、いまだし論及がなされていたら、という気がしないでもない。(N)

#### ◆程喜霖「烽鋪考」

(『鄭州大学学报』1988年第1期、68～73)

著者は近時出土のトゥルファン文書を利用して、軍事施設の一つである烽燧の制度的運用について、近年精力的に検討を進められている。既にその成果の一端は、①「釈烽鋪」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第4期、1982年)、②「唐代烽燧制度拾零」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第5期、1983年)、③「從吐魯番出土文書中所見的唐代烽燧制度之一」(『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢大学出版社、1983年)、④「從吐魯番出土文書中所見的唐代烽燧制度之二—唐代烽鋪的管理—」(『武漢大学学报』1983年第5期)、および⑤「從吐魯番出土文書中所見的唐代烽燧制度之三—唐代的烽鋪廝田—」(『武漢大学学报』1985年第6期)として発表されている(ただし残念ながら、既に出版されていると聞く同氏の『漢唐烽燧制度研究』(西安 三秦出版社、1989年9月)は未見)が、本論文は、先の諸論文で指摘された「烽鋪」に関する氏の見解を補強したものである。氏の主張はほぼ次のようにまとめられよう。

「烽鋪」という用語は、出土文書にのみ見える言葉であり、唐代になって初めて現われたものと考えられる。これは単に烽燧を言い換えただけの呼称ではなく、阿斯塔那 226号墓出土の「唐伊吾軍牒爲申報諸烽鋪廝田所得斛斗數事」(72TAM226:84, 86/1, 86/2, 86/3 〈録〉『文書』Ⅶ、209～211頁)を見てわかるように、烽と鋪とは明確に区別されている。したがって「烽鋪」とは、烽と鋪とを合わせて簡称したものであると推測され、具体的には烽とは烽燧を、鋪とは『通典』卷152に載せられる馬鋪を指していると考えられる。この馬鋪とは、要路・山谷の間に馬二疋を牧し、軍事上の緊急事態が発生した場合に、近在の州県に牧馬を遣わして馳せ報じるのをその任務としている。これは、煙燧や火で緊急事態を知らせる烽燧と相互に補完する機能をもつもので、烽燧の作成する「伝牒」を騎を差遣して伝えるものとする。氏は、馬鋪は烽燧の下部機関であった可能性を認められており、一般的には馬鋪は烽燧とともに設置されていたと指摘される。ただし駅が烽燧の近くにある時は、烽燧の「伝牒」は馬鋪の牧馬ではなく、駅馬を使用して報告することになっていた。したがって近くに駅が設置されている烽燧は、特に馬鋪を置く必要はないことになる。

以上の結論は文書史料より見る限り概ね妥当と認められるが、ただし論証に引用された個々のトゥルファン文書の解釈については、なお検討の余地が残されているものと思う。例えば、馬鋪の具体的な運用を伝えるものとして大谷3366号文書を引用され、第一行目に見える「看兩人并馬」を、「烽鋪」が派遣した騎人(使者)、および彼らの乗馬と解釈される。しかしながらこれは既に検討されているように、聖暦二(六九九)年七月に墨離に拠った吐谷渾部落が唐へ投降してきた折のことを伝えた阿斯塔那 225号墓出土の「周聖暦二(六九九)年豆盧軍牒諸殘片」(72TAM225:255a 〈録〉『文書』Ⅶ、229頁以下)と一連のものと認められるのである。したがってその内容も、これらとの関連で把握せねばならないと思われる。すなわちここに言う「兩人」とは、吐谷渾可汗の投降の意志を伝えてきた吐谷渾側の使者と認められる「抜褐□□□□」と、吐谷渾のもとにいた落蕃人の「瓜州百姓賀弘德」の二人と考えられ、続いて記されている馬とは、彼らが率いてきた馬(先の豆盧軍牒には、冒頭に二人の名に続いて五疋ほどの馬が上げられている)のことを指すものと推測される(詳しくは、荒

川正晴「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（上）」〈『史滴』第9号、1988年〉、ならびに『会報』第13号に紹介する呉震、陳国燦、および王素三氏の論文を参照されたい）。またこれは、「兩人」ならびに馬を「看」という表現に着目し、「看」に外国からの使者を接待するという意味が存するらしいこと（cf. 「高昌延壽十四（六三七）年兵部差人看客館客使文書」〈72TAM171:12(a), 17(a)跡 [録]『文書』IV、132～135頁〉）を考慮する必要もあろう。

この他にも、文書の録文および解釈に関する瑣末な疑問点は残るが、従来不明であった烽燧制度について多くの知見をもたらした氏の功績は高く評価され、今後この問題については、氏の研究を基盤に検討が進められることは疑いない。（T）

◆程喜霖「《唐開元二十一年（733）西州都督府勘給過所案卷》考釈  
—兼論請過所程序与勘驗過所—」（下篇）

（『魏晉南北朝隋唐史資料』第9・10期、1988年、74～82）

本論文は、同氏が『魏晉南北朝隋唐史資料』第8期（1986年）に発表した同論文（上篇）の続編である。上篇において、表題の案卷（75TAM509:8/8, 16, 14, 21, 15 ただし、『吐魯番出土文書』第9冊〈51～70頁〉には、「唐開元二十一年（733）西州都督府案卷為勘給過所事」〈73TAM509:8/8(a), 8/16(a), 8/14(a), 8/21(a), 8/15(a)〉とある）の内容を分析し、続く本篇では、過所が発給されるまでの具体的な過程と、旅行の際に実際に受ける勘査体制について論じている。

氏によれば、過所が発給される場合、京師にあっては、尚書省の刑部司門が審理した上で申請者に過所を発給し、地方にあっては、都督府であれば通常では戸曹參軍がこれを担当する。ただし、特殊な状況下においては、戸曹において判を下した後にさらに司馬・長史・別駕が通判し、最後に都督に上呈してその承認を経る必要があるとされる。

また旅行の途上では、地方行政・軍事機構である都督府・州・県・市・鎮・戍・守捉・折衝府の都遊奕所・関津・烽鋪等において、携帯する過所の検査が施行され、所持者のみならず、それに随行する人畜に対してもその数と素性が逐一チェックされ、過所の記載内容と照合される。

これまでも、近時出土の吐魯番文書を利用して、過所については多く検討されてきたが、本論文では、それらを踏まえた上で、過所の作成手続きや発給後の検査体制に関してさらに分析が深められている。氏のこれまでの過所に関連する文書の研究（「唐代的公驗与過所」〈『中国史研究』1985年第1期〉、「《唐開元二年（公元680年）某人行旅公驗》考—読《吐魯番出土文書》札記之一—」〈『魏晉南北朝隋唐史資料』第7期、1985年〉）などとともに、中国における過所研究のひとつの到達点を示していると言えよう。ただ文書の内容に関する解釈については、例えば「唐開元二十一年唐益謙等之請過所案卷」（73TAM509:8/4-1(a), 8/23(a), 8/4-2(a)）に載せられている冒頭の牒案を、県に上申した過所請求の牒と見るがごとく、細部について今後検討を重ねていかねばならない部分も少なくない。

唐の過所制度の解明にあたっては、吐魯番出土文書の果たす役割は決して小さくなく、今後個々の文書を取り上げて詳細に分析を加えて行かなければならないが、同時に大きく交通制度全般からこれを位置付けて検討する必要があることは言うまでもない。そうした意味で、著者の一連の烽鋪研究と今後如何に結びついて研究が発展していくのか、期待されるところである。（T）

◆楊際平「唐代西州欠田、退田、給田諸文書非均田説  
—兼与日本学者西村元佑、西嶋定生先生商榷—」

（史念海主編『唐史論叢』第一輯、西安 陝西人民出版社、1988年、198～244）

本稿は、高昌国・唐西州時代の吐魯番における土地制度や租税制度について精力的に取り組んでいる著者が、表題にあるように、従来唐代吐魯番において均田制が施行されていたとする見解に対して史料上の根拠を提供してきた大谷文書中の三種の文書が、均田制とは全く無関係であることを論証せんとした力作である。本稿の補論にあたる「唐代西州欠田・退田・給田諸文書非均田説補証－兼論唐代西州の兩種授田制度」（韓国磐編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』厦門 厦門大学出版社、1986年、39～112）は先んじて公表されているので、これによって著者の所説の全貌がようやく明らかになったことになる。

著者は先ずこれら三種の文書の内容を、戸籍や手實に見える均田制関係の記載と比較し、欠田文書は老男・寡妻妾をほとんど含んでおらず、丁男と中男を主たる対象としていたこと、三種の文書では已受田率が高く、受田が充足している戸もあることなど、その相違点を指摘する。また西州の場合、特別に已受田額が狭郷よりもさらに低く抑えられていたとする西村元佑氏の所説に対しては、実証方法も含めてその誤りを列挙し、永業田が還授されたという通説に対しても、理論と実証の両面から疑問を提示している。

著者は西州治下の墾田の総額を九〇〇頃程度とし、このなかには均田制の対象となった田土以外にも、屯営田、官田、および寺田などが多く含まれていて、三七三頃前後が「百姓田」であり、均田制の対象となったのは（永業田と口分田の合計）、ここからさらに「私田」を除いた二五〇頃程度にすぎないという。著者はこのうち、約三〇〇頃に達する屯営田こそ、三種の文書で問題とされた田土、すなわち三種の文書は屯営田の還授のために作成されたものと推定して本稿を結んでいる。

補論ではこれらの論点に付加して、三種の文書の作成手続きや、そこに見える田土の分布状況などから、その均田制との関連性を否定する一方、史料的にも大谷文書を中心とした本論に対し、新出の吐魯番文書を駆使して、この均田制とは異なった授田制度の諸側面を紹介している。

周知のように、三種の文書と均田制との関連性を否定する見方は従来からあったが、著者の否定論は既存のどれよりもはるかに実証的・理論的であって、きわだった説得力を有している。また西州における均田制の施行を全面的に否定しないのも特徴といえよう。これらは著者の所説に対する批判を困難なものにしているが、やはり均田制と無関係のはずの文書に「永業」とあることをはじめ、屯営田（官田）班給の対象者の身分的な位置、班給された田土の散在性が意味するところ（この地においては、既に高昌郡時代から「私田」は散在していた）など、さらに著者の見解を問いたいと思う論点も少なくない。著者の所説のごとくであったとすれば、租佃契約の盛行していた理由も、従来の理解では説明が不可能ではあるまいか。今後、著者がこれらの問題についても、説得力ゆたかな解釈を示してくれることを期待したいと思う。

(N)

#### ■お詫言と訂正■

本誌第14号に掲載した關尾史郎編「吐魯番出土文物關係論著目録（稿）－1959～1986・中文篇／補遺－」の4頁、「概説・研究・紹介」に上げた（4）『魏晉南北朝史研究』（成都 四川社会科学院出版社）の出版年（1986年）が脱落していました。お手元のものを補い下さるようお願い申し上げます。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)